

令和元年度実施施策に係る政策評価書

施策名		I. 原子力規制行政に対する信頼の確保					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月
施策の概要		原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の不断の見直し・改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019		
達成すべき目標		1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 2. 組織体制及び運営の継続的改善 3. 国際社会との連携					担当部局・作成責任者名	長官官房 児嶋 洋平 総務課長、黒川 陽一郎 監査・業務改善統括調整官、村田真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長		
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				
		当初予算(a)	1,192	921	940	1,194				
		補正予算(b)	-	-	-	-				
		繰越し等(c)	-	-	-	-				
		合計(a+b+c)	940	921	940	1,194				
		執行額(百万円)	956	791	739	1,027				
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
1	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号: I.1.1】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。		A
2	ホームページの利用のしやすさ 【PDCA管理番号: I.1.1】	- (-)	A*	A*	A*	A*	A*	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。		A
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成		
3	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組 【PDCA管理番号: I.1.1】	第1章第1節	<ul style="list-style-type: none"> 被規制者との面談録等のHP掲載について、一部二週間程度かかったものの、概ね一週間以内に公開した。また、音声自動文字起こしシステムを導入し議事録を作成し、詳細な内容を公開した。 新規制基準適合性審査会合や検討チーム等の議事録を適切に公開した。 ホームページのリニューアルに向けた概念設計等の作成により、ホームページ改善に向けた見通しを立てた。 経営責任者(CEO)との意見交換を11回、原子力部門の責任者(CNO)との意見交換を3回実施した。 原子力エネルギー協議会(ATENA)と試行的に個別具体的事案について対話を開始することとし、第9回CNOとの意見交換会(令和元年7月)にATENAも参加し意見交換を開始した。更に、委員会においてATENAと経年劣化管理に係る実務レベルの意見交換を行うことが了承され(令和2年1月)、第1回会合を開催した(令和2年3月)。 委員による現場視察及び地元との意見交換を2回実施した(愛媛県及び鹿児島県の知事、関係市町の首長)。佐賀県からの要請に基づき、同県原子力安全専門部会において、玄海原子力発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査結果について説明を行った。 原子炉安全専門審査会(炉安審)・核燃料安全専門審査会(燃安審)を開催し、新検査制度等への取り組みについて、外部有識者から意見を伺った(令和元年7月、9月、12月)。 ホームページ上での迅速な情報提供、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る3号機原子炉建屋内の映像の公開により、社会的に関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できた。 年間を通じて75回行った原子力規制委員会(計300件の議題)において、科学的・技術的見地からの議論と意思決定を徹底することにより、原子力規制行政の独立性と中立性を確保した。 					A		

4	組織体制・運営等の継続的改善 【PDCA管理番号：I.2】	第1章第2節	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップに沿った活動として、委員・幹部と職員との対話、安全文化に関する職員インタビュー調査を実施した。また、原子力規制委員会マネジメント規程について、IRRSの指摘等を踏まえた全部改正を行った。EBPMIに関する取組については、行政事業レビューにおいてロジックモデルの活用拡大を図った。 原子力規制委員会の業務マニュアル類の体系的整理を実施し、イントラネットにおいて業務マニュアル類を一元的に管理するためのテストページを作成し、試運用を開始した。 マネジメントシステム内部監査は、部署別監査及びテーマ別監査を実施し、業務量が多い部署等に対し、管理的な業務の改善に資する勧告・提言を行った。 IRRSフォローアップミッションの受入れに先立ち、事前提出資料(ARM)の取りまとめや体制整備を含む準備を適切に実施した上で、IRRSミッションチームと連携し、フォローアップミッションの円滑かつ実効的な実施を推進した。一連のIRRSミッションを経て組織体制の強化、組織運営の向上が図られ、規制基盤が改善された。フォローアップミッション後に明らかとなった課題をもとに、継続対応事項及び各事項の担当原課を整理し、令和2年3月に対応方針を取りまとめた。 	A
5	国際機関との連携 【PDCA管理番号：I.3】	第1章第3節	<ul style="list-style-type: none"> フランスASN、フィンランドSTUK、ドイツBMUBとの間で二国間会合を実施し、積極的かつ時宜に即した技術的・制度的な情報・意見交換を実施した。多国間では、G7・NSSG会合、INRA、WENRA、TRMの枠組みに参加して連携を深めたほか、アジア及び欧米の主要各国規制機関の幹部等を招き、東京電力福島第一原子力発電所視察を実施した。そのほか、国際アドバイザー会議を2回開催し、国際的な知見を得た。 OECD/NEAやIAEA等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、拠出金事業所管課、会計課、人事課が連携して各課の役割分担を明確化し、これに基づき、国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。条約の関係では、廃棄物等合同条約(JC)のワーキンググループ会合に積極的に参加するとともに、原子力安全条約(CNS)第8回検討会合において、我が国における条約の履行状況についての報告をし、国際的な議論に貢献する予定である。 人材育成に関しては、CNSのレビューに関して、庁内各課室に広くレビューワーの募集をかけ、国際室以外の他課室から20名の参加登録を得ることができた。また、更田委員長の海外出張などの際に若手職員を同行させることで、国際協力業務への資質のある人材育成に努めた。 	A
6	法的支援、訴訟事務への着実な対応 【PDCA管理番号：I.4】	第1章第4節	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、関係機関・関係部署との連携により、増加する訴訟などに迅速かつ適切に対応できた。 訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して報告書や意見書等の作成を依頼し、令和元年度中に報告書を10通、意見書等を5通受領し、訴訟上利用した。 法令等の立案及び運用における改善点を把握し、個別審査によって改善を図った。 	A
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため (全6件中S:0件 A:6件 B:0件 C:0件 D:0件)
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが原子力規制行政に対する信頼性の向上に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長及び委員と主要な原子力施設を保有する事業者等の経営責任者(CEO)の意見交換や委員長又は委員と地元関係者の意見交換等が適正に行われ、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性は適切に確保されている。 国際原子力機関(IAEA)による総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションを受け入れ規制基盤の改善に活用したり、第2期中期目標(令和2年4月から令和7年3月まで)を策定したりするなど組織体制及び運営の継続的改善が行われた。 引き続きIAEAやOECD/NEA等の国際機関や諸外国の原子力規制機関との情報交換を行うなど国際社会との連携を維持した。 <p>ただし、以下の点については今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に関し、ホームページの利用のしやすさについては、現状の目標は達成しているものの、文書へのアクセス性の大幅な改善を図る必要がある。ホームページの利用のしやすさについて、新たな定量指標を設けることが望ましい。 マネジメントシステムの文書の体系化を進めるべきである。表面的、形式的になることなく、個々の職員等において意識され、実効的、現実的なものである必要がある。 組織体制及び運営の継続的改善については、「委員・幹部と職員との対話」などのマネジメントシステム改善ロードマップの活動への参加職員数が限定的であり、活動内容を再考すべきである。また、組織の風通しを良くし、率直かつ活発な議論によって関係者が問題点を良く把握し、業務を改善していく必要がある。 マネジメントシステム内部監査は組織の改善に有効に機能している。監査対象や他業務を勘案しつつ、対象件数を増やすことが望まれる。新検査制度の本格運用に入ることあり、原子力規制事務所と本庁との連携などをチェックする必要がある。 国際社会との連携については、知見を収集するだけでなく、それらの規制への反映が十分であったか、自らの知見の発信は十分に行えたのかを重視して行うべきである。 <p>なお、外部要因による影響等として、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、一部の国際会議や国外調査が延期された。同感染症への対応として、原子力規制庁に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、在宅勤務の原則化、2班交互で在宅勤務と出勤を行う体制の構築、審査会合等でのWeb会議システムの活用等を行うこととし、審査・検査等を継続するとともに危機管理体制を維持した。</p>			

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁職員と被規制者との面談内容について、令和元年度から実施している自動文字起こし結果公開の規模を拡大する。 ・ホームページリニューアルに向けて、令和元年度に行った概念設計・詳細設計の結果をもとに、詳細設計について引き続き検討を行うとともに、構築作業に着手する。あわせて、移行や動作のテストを行い、一般公開に向けて準備を進める。 ・原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組を継続するとともに、社会的な要求の高まりなどを踏まえ、必要に応じて、専門的事項について説明するコンテンツを作成する。 ・引き続き、委員によるCEO、CNO、ATENAとの意見交換、現場視察及び地元関係者との意見交換、炉安審・燃安審を随時開催する。 ・地元とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行に注力する。 <p>(組織体制・運営等の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IRRSフォローアップミッションを踏まえ、安全文化の育成・維持及びマネジメントシステムの組織全体への定着に向けた新たな行動計画を作成する。 ・原子力規制委員会の業務マニュアルの一元的管理の整備をすると共に、マネジメント規程を補完する文書を作成し、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。 ・IRRSミッションを経て明らかになった課題への対応の進捗管理を行う。 <p>(国際機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。 ・二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じた原子力規制委員会内における情報共有、フォローアップを徹底する。 ・国際業務の経験豊富な人材の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。特に国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣等により、若手職員の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。 <p>(法的支援、訴訟事務への着実な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な争訟対応を行っていくための訴訟や不服申立てに係る体制整備を図る。 ・引き続き、各部署の法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、個別審査による指摘により、着実な支援を行う。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)</p>

令和元年度実施施策に係る政策評価書

施策名	Ⅱ. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月																																		
施策の概要	原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019																																				
達成すべき目標	1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善 2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携 4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善 5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施					担当部署・作成責任者名	放射線防護グループ 丸山 直紀 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長、宮本 久 安全規制管理官(放射線規制担当) 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、大島 俊之 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金 谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)																																				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>536</td> <td>686</td> <td>708</td> <td>859</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-</td> <td>▲2</td> <td>-</td> <td>291</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>536</td> <td>684</td> <td>708</td> <td>1,293</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(百万円)</td> <td>438</td> <td>554</td> <td>633</td> <td>1,104</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	当初予算(a)	536	686	708	859		補正予算(b)	-	-	-	143		繰越し等(c)	-	▲2	-	291		合計(a+b+c)	536	684	708	1,293		執行額(百万円)	438	554	633	1,104	
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																						
当初予算(a)	536	686	708	859																																							
補正予算(b)	-	-	-	143																																							
繰越し等(c)	-	▲2	-	291																																							
合計(a+b+c)	536	684	708	1,293																																							
執行額(百万円)	438	554	633	1,104																																							
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)																																											
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成																																			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																					
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数【PDCA管理番号:Ⅱ.2】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A																																		
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数【PDCA管理番号:Ⅱ.2】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件	同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A																																		
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数【PDCA管理番号:Ⅱ.2】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件	同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A																																		
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成																																				
4	原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施【PDCA管理番号:Ⅱ.1.】	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉について、158回の審査会合を開催した。実用発電用原子炉施設の設置変更許可18件、工事計画(変更)認可98件、保安規定変更認可28件等を行った。 ・女川原子力発電所2号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可を行った(令和2年2月26日)。特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可(玄海、大飯)及び工事計画認可(高浜1, 2, 3, 4号炉、川内2号炉、伊方3号炉)、緊急時対策所の設置に係る設置変更許可(大飯)、リラクキングに係る設置変更許可(玄海)を行った。 ・ふげんの廃止措置計画に係る審査会合1回、高速実験炉常陽の新規制基準適合性に係る審査会合11回、ふげんの現地調査1回、常陽の現地調査1回、人形峠環境技術センターの廃止措置計画に係る審査会合2回を行った。 ・試験炉施設の設置変更承認1件、設工認21件、保安規定変更認可5件及び廃止措置計画変更認可1件、核燃料物質の使用変更許可15件及び保安規定変更認可312件を行った。使用変更承認5件、合併及び分割の認可1件及び廃止措置計画認可2件を行った。また、ふげんの廃止措置計画認可1件、もんじゅの保安規定変更認可2件、ふげんの保安規定変更認可1件を行った。 ・再処理施設の保安規定の認可1件、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明変更認可2件、リサイクル燃料備蓄センターの現地調査1回、加工施設の設工認7件、加工施設の保安規定の認可2件、輸送容器の設計変更承認2件、輸送容器の容器承認3件、輸送容器の設計承認と容器承認の期間更新をそれぞれ4件行った。 ・地震・津波に関する新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査について、敷地の立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めると厳正かつ適切に審査を実施した。 ・高温工学試験研究炉の設置変更許可申請、リサイクル燃料貯蔵株式会社の使用済燃料貯蔵事業変更許可申請及び東海再処理施設の廃止措置計画変更認可のうち基準地震動等の自然現象に係る申請について、審査結果をとりまとめた。 ・もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合8回、東海再処理安全監視チーム会合10回、もんじゅの現地視察1回を行った。 ・もんじゅの廃止措置計画変更認可1件、東海再処理施設の廃止措置計画変更認可4件を行った。 					A																																			

5	原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施 【PDCA管理番号: II.2】	第2章第2節	<p>・新検査制度に係る政令については、令和元年11月7日に公布され、原子力規制検査等の法令類のうち実用炉に関するものは、12月25日に委員会決定し、令和2年1月23日に公布された。核燃料施設等に関する法令類は、令和2年2月5日に委員会決定し、同年3月17日に公布された(4月1日施行)。他の内規類についても、年度内に必要な整備を行った。</p> <p>・新検査制度の施行に向けた試運用については、指摘事項に対する重要度評価を含めたより本格運用に近い試運用フェーズ2を実施し、抽出された課題等をガイド類へ反映させた。年度後半では試運用フェーズ3として本格運用に向けた最終調整を行い、実施した。</p> <p>・使用前検査20件(実用炉14件、核燃料施設6件)、施設定期検査15件(実用炉12件、核燃料施設3件)を実施した。</p> <p>・法令に基づき厳正かつ適切に保安検査を実施した。違反事案の件数は実用炉関係の違反7件、核燃料施設等関係の違反4件である。</p> <p>・以下の事故トラブルに関して、是正処置、再発防止策等の事業者の対応について、公開会合等で確認するとともに、適時規制委員会において原子力規制庁から報告を受けた。</p> <p>①柏崎刈羽発電所1号機における非常用ディーゼル発電機(B)の異常 ②核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の漏えい ③大洗研究所材料試験炉における二次冷却系統冷却塔の倒壊 ④高浜発電所4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷 ⑤伊方発電所3号機における原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がり</p> <p>なお、令和2年2月18日に関西電力から報告があった「高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷」については、今後、事業者の対応を公開会合で確認していく。</p>	A
6	最新知見等に基づく規制制度の策定、見直し 【PDCA管理番号: II.3】	第2章第3節及び第4章第2節	<p>・ピット処分及びレンチ処分に係る規則等を改正し、公布・施行した(令和元年12月5日)。</p> <p>・中深度処分に係る基準等の整備については、事業者等からの意見聴取を踏まえ、規制基準策定の方針を規制委員会です承した(令和2年1月)。</p> <p>・「クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準」の意見募集を行った上でこれを決定した(令和元年9月)。</p> <p>・クリアランス対象施設の拡大及びクリアランスレベル設定対象核種の拡大を行う規則の制定案及び審査基準の改正案を策定し、意見募集を開始した(令和2年3月)。</p> <p>・検査制度見直しに関する検討チーム、ワーキンググループ及び関連する事業者面談での原子力事業者等からの意見や、新検査制度の試運用・試行から抽出された課題などを法令類へ反映させた。</p> <p>・現行使用前検査と新たな制度下での検査・確認を並行して的確に運用するため、使用前検査の効率的な運用の方針について、使用前検査実施要領(標準要領)を制定するとともに、使用前事業者検査ガイドブックを制定した。</p> <p>・発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、国際的な動向を調査し、その結果も踏まえて、信頼性向上の観点から現行規制の見直しに着手した(令和元年9月)。</p> <p>・計4回の検討チーム会合を通じて原子力事業者との丁寧なコミュニケーションを行い検討を進めた。</p> <p>・大山生竹テフラの既許可の降下火砕物の最大層厚の設定が不相当であるため、関西電力に対して設置変更許可申請を命令した。これを受け、大飯発電所3、4号炉、高浜発電所1～4号炉及び美浜発電所3号炉の設置変更許可申請書が提出され、審査を行っているところ。</p> <p>・高浜発電所の警報が発表されない可能性のある津波への対応について、設置変更許可申請を行う必要があることが委員会決定された。その後、関西電力から設置変更許可申請を行う旨とそれに伴う必要な対策を講じるまで1～4号炉を同時に運転しない旨を確認。高浜発電所1～4号炉の設置変更許可申請書が提出され、審査を行っているところ。</p> <p>・火山部会において、観測データに有意な変化があったと判断する目安について審議するとともに、九州電力が実施した川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の火山モニタリング結果に関する評価結果について審議した。</p> <p>・震源を特定せず策定する地震動に関する検討チームにおいて検討結果を取りまとめ、設置許可基準規則解釈及び審査ガイドを改正すること、事業者が対応するために必要な期間等を事業者から聴取することとし、事業者からの意見を聴取した。また、事業者からの意見聴取結果を踏まえた基準の改正方針について、原子力規制委員会において審議した(令和2年3月)。</p> <p>・原子力発電所の火山影響評価ガイドについて、分かりやすさの観点から記載を見直し改正した(令和元年12月)。</p> <p>・放射線審議会の答申を踏まえ、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する原子炉等規制法の関係告示を改正した(令和2年2月)。</p> <p>・外運搬告示改正及び申請手続ガイドの案の意見募集を実施。令和2年2月に意見募集結果を踏まえ告示改正及びガイドを制定した。</p> <p>・従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、原子力規制庁によるその具体的な検討の進め方を規制委員会において了承した(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。</p> <p>・燃料被覆管、高エネルギーアーク損傷、柏崎刈羽6、7号機の審査知見の反映等、規制基準改正に伴い変更申請等がなされたものに対して審査及び検査を厳正に実施した。</p> <p>・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析した。また、国内原子力施設等の事故トラブル公開会合(1回)を開催し、情報収集を行った。</p> <p>・181件の事故・トラブル情報の1次スクリーニング結果と3件の2次スクリーニング結果を技術情報検討会で検討し、外部専門家で構成される原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に報告し、助言を求めた。</p> <p>・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行った(3回)。運転経験関連の国際会合において国内トラブル情報の発信並びに加盟国との情報交換を行った(6回)。</p>	A

7	安全と核セキュリティと保障措置の調和 【PDCA管理番号: II.4】	第2章第4節	<ul style="list-style-type: none"> 審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行った。そのための職員の信頼性確認についても適切に運用した。 安全と核セキュリティ及び保障措置担当部局間の連携を確固としたものとするため、これらの調和に関する内部文書を策定した。 相互の干渉事例の収集等について、継続的に取り組んだ。 	A	
8	放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施 【PDCA管理番号: II.5】	第2章第5節	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求に係る事項も含め、適切な審査・検査の準備を行い、実施した。 新たな眼の水晶体の等価線量限度の規制への取入れについて、関係者と協議をし、規則・告示を改正した。 信頼性確保の義務化に向けて、測定に関する規制要求の方針を決定した。 	A	
目標達成度合いの測定結果		各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため (全8件中 S:0件 A:8件 B:0件 C:0件 D:0件)
評価・分析		<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規規制基準適合性審査をはじめ原子炉等規制法に基づく規制は厳正かつ適切に行われている。また、新検査制度の施行に向けて段階的に試運用を実施し、本格運用に向けた準備が着実に行われた。 既許可の降下火砕物の最大層厚の設定が不適切であることへの対応、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応等、最新知見に基づく規制制度の見直しは着実に行われた。また、試運用の結果を法令類へ反映するなど、新検査制度の施行に向けた準備が規制制度面でも着実に行われた。 審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行ったほか、3Sの調和に関する内部文書を策定するなど安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携を行った。 放射性同位元素の使用をしようとする者からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等125件を実施し、放射線障害防止に係る規制を厳正かつ適切に実施した。 放射性同位元素等規制法に係る規制制度の継続的改善として、危険性の高い放射性同位元素(特定放射性同位元素)を取り扱う事業者に対し、盗取を防止するための防護措置を、令和元年9月より新たに義務付けること等を行った。 <p>ただし、以下の点については今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施」の評価の際、審査等に当たって特に資源を費やした論点についてどう考えるのか工夫が必要である。 「原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善」に関し、安全性向上評価制度の定着、活用を一層図るべきであり、継続的な議論が必要である。 ウラン廃棄物の規制基準の整備について令和2年度の重点計画に記載すべき。 			
今後の取組の方向性		<p>(原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度においても、事業者からの申請に対し厳正かつ適切に審査を実施する。 <p>(原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度から計画通り新検査制度を本格実施するとともに、引き続き、新検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。 引き続き、事故トラブルについて、公開会合での確認等を通じて適切に対応する。 <p>(最新知見に基づく規制制度の策定、見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手する。 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制手法について一定の結論を得る。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の可否等についての検討を開始する。 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告する。 運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行う。 引き続き、中深度処分に係る基準等の整備、クリアランス関係規則等の整備に取り組む。 輸送分野に関し、IRRSミッションで指摘された事項について、関係する規則の改正等を行うとともに、IAEA放射性物質安全輸送規則(2018年版)を国内規制へ取り入れる。 <p>(安全と核セキュリティと保障措置の調和)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全と核セキュリティ及び保障措置の調和に関する内部文書に則り、審査・検査業務を適切に行う。 <p>(放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求の実施に係る事項も含め、適切な審査・検査を引き続き実施する。 放射線測定の信頼性確保について、上記方針に基づき、次年度中の施行規則及び予防規程ガイドの改正を目指して、引き続き検討を行う。 			
学識経験を有する者の知見の活用		原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)			

令和元年度実施施策に係る政策評価書

施策名		Ⅲ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月	
施策の概要		東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019			
達成すべき目標		1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 3. 放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)			
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
当初予算(a)	7,828	7,020	6,949	7,153	7,051						
補正予算(b)	▲ 188	481	-	-	-						
繰越し等(c)	▲ 322	▲ 236	963	525	-						
合計(a+b+c)	7,318	7,265	7,912	7,678	-						
執行額(百万円)	6,297	6,325	6,817	7,086	-						
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成	
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				
1	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(中期的リスクの低減目標マップのうち、当該年度までに完了した項目数) 【PDCA管理番号:Ⅲ.1】	- (-)	-	-	-	28	33	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる(2019年度末までに33項目を完了)よう監視・指導することが望ましいため。	A		
			17	20	22	28	35				
2	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(実施計画の変更認可申請について、申請から一年以上経過している案件の数(各年度末時点)) 【PDCA管理番号:Ⅲ.1】	- (-)	-	-	-	0件	0件	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、実施計画の変更申請に対する審査を、滞りなく進めることが重要なため。	B		
			-	-	3件	0件	2件				

定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価	達成
3 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 【PDCA管理番号：Ⅲ.1】	第3章第1節	<ul style="list-style-type: none"> ・特定原子力施設監視・評価検討会を10回開催し、1号機及び2号機の使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定等の重要検討課題を含めた、東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(以下、「中期的リスクの低減目標マップ」という。)に示された事項に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。 ・令和元年6月26日の第10回原子力規制委員会において、特定原子力施設監視・評価検討会の体制について、取り扱う議題の変更等に合わせ、外部専門家の追加等の見直しを行った。 ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項については、1号機廃棄物処理建屋の残水処理及び4号機建屋内滞留水の優先処理、1号機及び2号機の使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定、3号機タービン建屋の開口部閉止、8.5m盤のフェーシング、放射性物質の分析体制の強化及び能力の向上の方策の検討並びに構内設備等の長期保守管理計画の策定について完了したことを確認した。中期的リスクの低減目標マップに示された重要検討課題について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。 ・一方で、1/2号機共用排気筒の上部解体等、中期的リスクの低減目標マップに示された事項の一部では、トラブル等の発生により、東京電力の取組が遅れている事項があった。当該事項については、進捗ありきではなく、作業が安全かつ着実に進むことを最優先としつつ、目標が達成できるよう、特定原子力施設監視・評価検討会等で改善を求めると、厳格に監視・指導していく。 ・廃炉作業の進捗による東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標の長期化等を踏まえ、令和2年3月4日の第68回原子力規制委員会において、中期的リスクの低減目標マップの改定を行った。 ・実施計画については、平成31年4月時点で審査中の変更認可申請は19件あり、令和元年度は、さらに18件の申請を受けた。そのうち21件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。 ・審査の進め方について、申請に先立ち東京電力内で申請内容を十分に整理・準備するよう指導する、東京電力に回答の見込み時期を提示させた上で次回の面談を調整する等、より円滑な審査が実施出来るような取組を行っている。 ・一方で、申請から一年以上経過している案件が2件存在している。原因としては、廃炉作業の進捗に伴い新たに対応を検討すべき事項について、東京電力において検討中のため、必要な補正申請等の手続きが停止しているためである。当該案件については、面談等によって東京電力の検討状況を監視し、可能な限り速やかに審査が進捗するよう、引き続き努める。 ・検査等業務を円滑に実施するため、専門検査部門と1F室との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、適切に検査を実施した。具体的には、実施計画の審査のための面談に参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映した。 	A
4 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 【PDCA管理番号：Ⅲ.2】	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所において18回の現場調査を実施し、事故分析に必要な情報の収集等を行った。 ・3号機原子炉建屋の内部調査の映像公開や、プレスオープンでの現場調査の実施など、事故分析に係る積極的な情報発信を行った。 ・令和元年9月の原子力規制委員会において、事故分析の実施方針や体制等について決定し、当該決定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の体制を再整備し、当該検討会を5回開催し、事故分析に係る検討を進めた。 ・事故分析を進めるにあたっては、原子力エネルギー協議会(ATENA)に協力を求め、事故分析に必要な情報の効果的な収集を行った。 ・事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、原子力規制庁と関係機関による調整の場として、「福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議」を設置し、当該会議を3回開催し、必要な調整等を行った。 ・7月に東京で開催された国際会議(The 2nd meeting of the OECD/NEA/ARC-F Project)に出席し、これまでに得られた知見と課題、及びプロジェクトの進め方について認識の共有を行った。また、2月にパリで開催された国際会議(同3rd meeting)に出席し、今後の研究課題について意見交換を行った。 	A
5 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施 【PDCA管理番号：Ⅲ.3】	第3章第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して大気浮遊じん、降水物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、その結果について遅滞なく公表した。 ・「復興・創生期間」後を見据えたモニタリングのあり方について検討し、必要な予算措置等を講じた。また、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用したモニタリングのあり方について、関係自治体と協議した。 ・リアルタイム線量測定システムの配置の適正化については、福島県を始めとする関係自治体との調整を行い、平成30年3月の方針を変更し、令和元年5月の原子力規制委員会において、当面存続させることを基本とする新たな方針を決定した。 	A

目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり(B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため (全5件中S:0件 A:4件 B:1件 C:0件 D:0件)
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <p>(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、35件が完了した。また、廃炉作業の進捗による東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標の長期化等を踏まえ、中期的リスクの低減目標マップの改定を行った。 ・東京電力福島第一原子力発電所における規制を見直し、関係法令等の整備を行った。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、21件認可した。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故分析の実施方針や体制等について整備し、現場調査や各会合において、必要な情報収集、調整及び検討を着実に実施した。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を公表するなど東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングを適切に実施した。 <p>一方で、東京電力における検討の進捗状況等により、実施計画の変更認可申請から1年以上経過している案件が2件存在しており、今後も対応していく必要がある。</p> <p>ただし、実施計画認可の対象とすべき範囲の見直しについては今後の課題である。</p>			
今後の取組の方向性	<p>(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。 ・実施計画の認可の対象となる事項をより適切な範囲に見直す。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場調査による情報収集や、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会等における議論等を実施し、事故分析を進める。また、2020年内をめどに、中間的な報告書を取りまとめる。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。 ・事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表する。 ・今後のモニタリングや予算のあり方について検討する。 			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)</p>			

令和元年度実施施策に係る政策評価書

施策名		IV. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月
施策の概要		最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019		
達成すべき目標		1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積 3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立					担当部局・作成責任者名	長官官房 金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、迎 隆 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当) 大島 俊之 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当) 原子力安全人材育成センター 大向 繁勝 原子力安全人材育成センター副所長		
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度		
		当初予算(a)	13,135	12,209	11,154	10,937				
		補正予算(b)	-	295	-	-				
		繰越し等(c)	1,251	321	1,093	845				
		合計(a+b+c)	14,386	12,825	12,247	11,782				
		執行額(百万円)	12,050	10,594	9,747	8,124				
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
1	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進(採用数の確保) 【PDCA管理番号:IV.4】	- (-)	-	-	-	-	29名	原子力規制人材を育成していくために、令和元年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持することが重要である。		A
2	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進(採用数の確保(女性割合)) 【PDCA管理番号:IV.4】	- (-)	74名	63名	53名	40名	55名			30%
			18%	33%	15%	32%	31.80%			
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価							達成
3	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 【PDCA管理番号:IV.1】	第4章第1節	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係規則等を改正した(平成31年4月)。 IRRSによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえた事業者の安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドを制定した(令和元年12月)。 従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。【再掲】 技術情報検討会の1次・2次合同ワーキングにおいて、GENERIC ISSUESタスクフォース(以下「GITF」という。)から得られた知見を技術基盤課から規制担当課に情報提供するとともに、安全上重要なものについて、技術情報検討会に情報を共有した。 原子力規制部等からの技術支援依頼を受け基盤グループから規制部各課に技術支援した。 技術評価を希望する民間規格を事業者から聴取し、民間規格の技術評価の計画を策定した(令和元年6月)。 維持規格の技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正した(令和元年6月)。 技術評価計画に基づき、原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価に関する検討チームを立ち上げ(令和元年7月)、検討チーム会合を5回開催し、技術評価を行った。 令和2年度の民間規格の技術評価の実施に係る計画を策定するために、事業者から技術評価を希望する規格を聴取した(令和2年2月)。 ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等を改正し、公布・施行した(令和元12月5日)。【再掲】 中深度処分に係る基準等の整備については、事業者等からの意見聴取を踏まえ、規制基準策定の方針を規制委員会です承した(令和2年1月)。【再掲】 「クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準」を意見募集を行った上で決定した(令和元年9月)。【再掲】 クリアランス対象施設の拡大及びクリアランスレベル設定対象核種の拡大を行う規則の制定案及び審査基準の改正案を策定し、意見募集を開始した(令和2年3月)。【再掲】 							A

4	国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映【PDCA管理番号: IV.2】	第2章第3節及び第4章第2節	<p>・安全研究の実施、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GITFを運営した。50件のスクリーニングを実施し、以下の6件の要対応技術情報(候補)を抽出し、技術情報検討会に報告した。</p> <p>① 日本海溝沿いの地震活動の長期評価について ② 福島県による津波浸水想定について ③ 中性子照射がコンクリートの強度に及ぼす影響に関する知見について ④ キャスクのスラップダウン落下試験から得られた最新知見について ⑤ 重大事故環境下におけるケーブルの絶縁特性評価について ⑥ 航空機落下事故に関するデータについて</p> <p>・発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、国際的な動向を調査し、その結果も踏まえて、信頼性向上の観点から現行規制の見直しに着手した(令和元年9月)。【再掲】 ・計4回の検討チーム会合を通じて原子力事業者との丁寧なコミュニケーションを行い、検討を進めた。【再掲】</p> <p>・原子力発電所の火山影響評価ガイドについて、分かりやすさの観点から記載を見直し改正した(令和元年12月)。【再掲】 ・放射線審議会の答申を踏まえ、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する原子炉等規制法の関係告示を改正した(令和2年2月)。【再掲】 ・外運搬告示改正及び申請手続ガイドの制定に関して、意見募集を経て告示を改正し、ガイドを制定した。【再掲】 ・従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。【再掲】</p> <p>・燃料被覆管、高エネルギーアーク損傷、柏崎刈羽6、7号機の審査知見の反映等、規制基準改正に伴い変更申請等がなされたものに対して審査を厳正に実施した。【再掲】</p> <p>・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析した。また、国内原子力施設等の事故・トラブル公開会合(1回)において、情報収集を行った。【再掲】 ・181件の事故・トラブル情報の1次スクリーニング結果と3件の2次スクリーニング結果を技術情報検討会で検討し、外部専門家で構成される原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に報告し、助言を求めた。【再掲】 ・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行い(3回)、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行った(6回)。【再掲】</p> <p>・国外で発生した自然事象に関する情報収集の枠組みの構築に向けて、インドネシア地震津波を対象に、インドネシア原子力規制機関(BAPETEN)等を通じた協力による、インドネシアの研究機関等とのコネクションづくり及び現地調査の可能性を検討した。BAPETENとは令和元年9月に二国会合を行い、現地調査及び情報交換会合の開催への協力が得られた。開催実現に向けて日程調整を進めており、3月にインドネシアを訪問する予定で日程調整を進めていたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により訪問できなかった。</p> <p>・インドネシア地震津波に関する情報収集の一環で、インドネシアで開催された国際シンポジウム(International Symposium on the Lessons Learnt from the 2018 Tsunamis in Palu and Sunda Strait)等に参加するとともに、現地調査を実施した学識者・有識者へのヒアリング(全3回※)及び学識者による原子力規制庁での講演会(全6回※)を開催し、知見の共有・蓄積を図った。文献調査による収集情報について、分析を行い、スラウェシ地震津波について技術情報連絡会にて情報を共有した。(※平成31年1月からの回数)</p> <p>・国内の自然事象に関する情報については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、収集した情報について分析を行い、地震調査研究推進本部による「日本海溝沿いの地震活動の長期評価の改訂について」、福島県による「津波浸水想定について」を技術情報検討会に報告し、情報を共有した。</p>	A
---	--	----------------	--	---

5	安全研究の推進 【PDCA管理番号:IV.3】	第4章第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針に基づき24件の安全研究プロジェクトを実施した。それらの成果を積極的に公表した(掲載済み論文19件)。また、学会から3件の賞を受賞した。掲載論文数は、昨年度の15件を上回り、優れた学術的成果を創出した。 ・事前評価(5件)、中間評価(5件)、事後評価(5件)を規制庁において計画どおり実施し、原子力規制委員会において報告を受けた。また、年次評価は研究部門の業務マネジメントの一環として実施した。 ・令和2年度以降の安全研究実施方針を策定した(7月)。 ・二国間の国際活動(NRC、IRSN及びGRS)との情報交換を実施するとともに、OECD/NEAにおける国際共同研究プロジェクト(17件)、OECD/NEA CSNI傘下のワーキンググループ等(11件)に参画するなど、国際活動に積極的に参加した。 ・OECD/NEA/CSNIの調査研究活動(ARC-F)に参加し、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、12か国(22機関)と認識を共有した。 ・研究職の技術力向上にも資する共同研究の実施に関し、JAEA安全研究センター等と新規11件を含む13件の共同研究(内訳: JAEA等9件、大学11件(重複含む))を進めた。 	A
6	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進 【PDCA管理番号:IV.4】	第4章第4節	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成事業については、事業の評価体系及び達成度の評価を令和元年度内に、事業者を集めた情報交換会を令和2年度初めに行うとしていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、当初の予定どおり行えなかった。今後の実施に向けて、オンライン等を活用した方法を検討することとした。 ・新検査制度の本格的運用等に係る人材育成について、研修等を適切に実施し、必要な任用資格の付与を行っている。なお、原子力検査資格については、必要な職員に付与すべく、任用資格の認定に係る体制を強化して実施し、原子力規制検査に対応できる専門知識を有した職員を確保した。また、若手職員を対象とした基本資格に係る教育訓練課程を適切に実施している。 ・共同研究事業に37名の職員(重複含む)に従事させるとともに、JAEA安全研究センターに3名の職員を派遣し試験研究に専従させた。 ・学会発表等の公表活動の場で専門家との議論を通じ研究職員の能力向上に努めた。 ・研究4部門の総括業務の一部について、研究4部門の各原班の班長が対応する体制を構築し、総括班の業務及び人数の削減を図った。これにより、総括業務を実施していた研究系職員を研究に専念させることが可能となった。技術基盤課に技術基盤グループ全体の旅費精算事務を集約し、技術基盤グループとして一括して対応できる仕組みを構築したことによって、当該事務の効率化が図られるとともに、研究系の職員が研究に専念するための環境改善の一助となった。上記のような取り組みは、研究成果の発表及び公表に関する環境改善に寄与し、昨年度15件であった公表論文数が、今年度は19件の実績に結びついた。 	B

目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり (B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため (6件中 S:0件 A:5件 B:1件 C:0件 D:0件)
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送・貯蔵兼用キャスクを用いた原子力発電所敷地内における使用済燃料貯蔵に関する規則等の改正や、審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に向けた検討を進めるなど、最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善を進めた。 ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき安全研究プロジェクトを実施し、安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積を進めた。 ・職員の採用、教育訓練の実施、研究系職員の原子力機構への派遣など、原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立を図った。 ・ただし、人材育成事業については、事業の評価体系及び達成度の評価を令和元年度内に、事業者を集めた情報交換会を令和2年度初めに行うとしていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、当初の予定どおり行えなかった。 <p>ただし、以下の点については今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理、研究者の世界における基本的マナーについて考慮すべき。 ・安全研究や人材育成に関する委託事業の委託先において、事業費が適正かつ効果的に使用され、事業が所期の成果を上げる見込みであることを十分に確認することについては、引き続き留意する必要がある。 ・研修の体系化とともに、質の向上に努める必要がある。(他分野・組織からの学び、教わる側だけでなく教える側にも回る仕組み、研修の効果を評価する方法についての改善) 			
今後の取組の方向性	<p>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全研究の実施、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GITFを運営する。 ・国外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析する。国内の自然事象に関しては、GITFの活動の一環として、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行い、最新知見と判断される場合は技術情報検討会で検討する。 ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手する。 ・IRRSによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドについて、2020年度中の案策定を目指し、作業を進める。 ・令和2年度の技術評価の計画を策定し、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。 <p>(国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。 ・発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制手法について、一定の結論を得る。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等についての検討を開始する。【再掲】 ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告する。【再掲】 ・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行う。【再掲】 <p>(安全研究の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和2年度以降の安全研究に向けて)」(令和元年7月3日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。 ・令和2年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たな重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめめる。規制研究の公表促進活動として、JAEA安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。 ・6月を目途に令和元年度に終了する8件の安全研究プロジェクトの事後評価を、1月を目途に令和3年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。 ・規制上の課題を踏まえた安全研究を規制課題調整会議にて取りまとめ、それらを踏まえ、7月に令和3年度の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。 ・二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関するものは、国際的な調査活動等に参加し、これらの結果等を海外へ情報発信する。 ・基盤グループ研究職の技術力向上にも資する共同研究(新規テーマを含む)を計画しており推進するとともに、共同研究先と連携して報告会を開催する。 <p>(原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保については、引き続き戦力となる人材について、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、人材育成事業の評価と次の展開について戦略を検討する。 ・人材の育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程において受講人数の増加に対応するカリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、課程の改善・充実化を図るとともに、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。 ・研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。 			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)</p>			

令和元年度実施施策に係る政策評価書

施策名	V. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法	政策評価実施時期	2020年9月	
施策の概要	核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議			
達成すべき目標	1. 核セキュリティ対策の強化 2. 保障措置の着実な実施 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 丸山 直紀 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
	当初予算(a)	4,233	4,027	3,769	4,485					4,336
	補正予算(b)	-	280	-	-	-				
	繰越し等(c)	▲ 701	421	280	-	-				
	合計(a+b+c)	3,532	4,728	4,049	4,485	-				
執行額(百万円)	3,250	4,367	3,979	4,418	-					
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価						達成		
1	核セキュリティ対策の強化 【PDCA管理番号: V.1】	第5章第1節	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る規制の厳正かつ適切な実施については、核物質防護規定の変更の認可を130件実施したほか、核物質防護検査を56件実施するとともに、個人の信頼性確認制度の運用、核物質防護訓練における初動対応、情報システムセキュリティ対策を含めた防護措置の実施状況等の確認を厳正かつ適切に行った。また、平成30年12月に東京電力ホールディングス株式会社からの申告により、同社福島第一原子力発電所において、防護区域の出入口に係る防護措置の不徹底による福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画遵守義務違反2件が認められたことを踏まえ、平成31年4月26日付けで同社に対して注意文書を出した。 核セキュリティ対策強化に資する制度整備については、実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化等に係る原子力規制委員会規則等の改正(平成31年2月13日第59回原子力規制委員会)、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威の策定(平成30年10月15日第35回原子力規制委員会)等を踏まえて核物質防護に係る審査基準を改正(平成31年4月8日第2回原子力規制委員会)したほか、令和2年度からの原子力規制検査制度の開始に向けて、令和元年6月からの試運用の結果等を踏まえつつ、関係法令や原子力規制検査関連文書の策定を進めた。また、IPPASフォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について原子力規制庁から報告を受けた(令和元年12月16日第48回原子力規制委員会)。 						A	
2	保障措置の着実な実施 【PDCA管理番号: V.2】	第5章第2節	<ul style="list-style-type: none"> IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行した。具体的には、通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1～3号機について、3号機の使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへの新燃料集合体の移動に伴う検認活動を実施するなど、IAEAとの継続的な協議を通して必要な措置を講じた。また、IAEAの限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持しようとする国レベル保障措置の取組を受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別査察実施手順書について、IAEAと必要な検討・協議を実施し、適用を開始した。IAEAが実施した2019年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行った。具体的には、核物質管理センターの業務の適確な遂行の確保に資するため、原子炉等規制法に基づく立入検査を令和元年度も実施し、原子炉等規制法関連規定の遵守状況や情報セキュリティ強化対策の実施状況等を確認し、必要な指導・監督を行った。 						A	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため (2件中 S:0件 A:2件 B:0件 C:0件 D:0件)						
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ対策の強化に資する制度整備として、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為の脅威等の策定に伴い審査基準を改正するとともに、令和2年4月からの核物質防護に係る原子力規制検査の運用開始に向け、関係法令等の整備、ガイドの作成等を行った。 IAEAが実施した2019年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得たほか、国レベル保障措置手法に基づく施設タイプ別査察実施手順書についてIAEAと検討・協議を実施し、適用を開始するなど、保障措置を着実に実施した。 審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行ったほか、3Sの調和に関する内部文書を策定するなど安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携を行った。(再掲) <p>ただし、3Sの調和については、当然ながら文書の整備に終わらず業務の中で適切に行うことが重要である。</p>									

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>(核セキュリティ対策の強化) ・原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえて、核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格に実施する。</p> <p>(保障措置の着実な実施) ・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。 ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)</p>

令和元年度実施施策に係る政策評価書

施策名		VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2019	政策評価実施時期	2020年9月	
施策の概要		原子力災害対策指針を含めた放射線防護のための制度を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2019			
達成すべき目標		1. 放射線防護対策の充実 2. 危機管理体制の充実・強化					担当部局・作成責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急 事案対策室長 放射線防護グループ 小野 祐二 放射線防護企画課長、村山 綾介 監 視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長			
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
		当初予算(a)	21,053	20,820	19,205	18,920					
		補正予算(b)	▲ 188	2,283	-	-					
		繰越し等(c)	894	▲ 2,282	1,784	4,608					
		合計(a+b+c)	21,759	20,821	20,989	23,528					
		執行額(百万円)	18,655	18,908	19,096	4,418					
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成	
1	放射線モニタリングの実施・ 技術的検討 (全都道府県の空間線量率 の公表) 【PDCA管理番号: VI.2】	-	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準 の把握のための監視及び測定に関する事務を 行っており、全都道府県の毎日9時～10時の平均 の空間線量率を公表することを目標値とする。	A		
			366日分	365日分	365日分	365日分	366日分				
2	危機管理体制の充実・強化 (原子力事業者防災訓練の 確認) 【PDCA管理番号: VI.3】	-	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業 者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報 告することが義務付けられており、防災基本計画 では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行 うこととされている。このため、原子力事業者の訓 練を確認・評価する仕組 みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力 事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能 力を向上させる必要があるため、令和元年度の 原子力事業者防災訓練を全39事業所において実 施することを目標値とする。	A		
			39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所				
3	最新知見に基づく放射線 防護に係る技術的基準等 の改善 【PDCA管理番号: VI.1】	第6章第1節	年次報告内の 実績記載状況					施策の進捗状況の評価		達成	
			<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会事務局としてICRP2007年勧告に関する検討課題について、『女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度(妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度)を含む)に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ』及び『「実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方」に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ』の取りまとめに貢献した。また、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」(意見具申)を踏まえた関係行政機関の諮問及び答申に係る円滑な審議を支援し、放射線障害防止の技術的基準の斉一化に貢献した。さらに、放射線審議会事務局として、関係省庁連絡会を開催して適切に情報共有を行った。 「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム会合報告書」を踏まえ、原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正を行った。 平成30年度原子力事業者防災訓練から得られた緊急時活動レベル(EAL)に関する課題を踏まえ、事業者と「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」での公開の議論を経て、EALの判断基準等について原子力災害対策指針、関連規則等の改正を行った。また、核燃料物質等の陸上輸送時の災害対策に関する課題について、緊急時における初動対応の明確化を踏まえ、同指針の改正を行った。 令和元年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施し、令和2年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。 					A			

4	放射線モニタリングの実施・技術的検討 【PDCA管理番号: VI.2】	第6章第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等における緊急時モニタリングの実効性の向上のため、モニタリング実務研修及び緊急時モニタリングセンターに係る訓練を実施した。また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの構築については、システム開発の開始後に新たに見つかった課題に対処しつつ、令和2年10月の運用開始を目指して整備を進めている。このほか、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備を着実に実施した。 ・47都道府県に委託している環境放射能水準調査、海洋環境放射能水準調査、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリング等を確実に実施し、それらの情報を遅滞なく公表した。 ・放射能測定法シリーズについて、委託事業者が設置した改訂検討委員会が7月、10月、1月、3月に開催され改訂案の作成等に係る検討がなされるとともに、その結果を踏まえて環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を12月に開催し改訂案等について検討を実施した。 	A
5	危機管理体制の充実・強化 【PDCA管理番号: VI.3】	第6章第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等の規制に関する法律の対象施設において、放射線線源に関連する緊急事態を含む事故・トラブルが発生した場合の対処マニュアルを策定するとともに、事案発生時の対応体制を整備した。また、緊急時対策システム(ERSS)の機能向上の反映及びシステムの取扱いの観点から、「緊急時対策支援システム(ERSS)運用マニュアル」を新たに制定し、運用を開始した。加えて、放射性物質の陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化することとし、「放射性物質の事業所外運搬時の事故発生時における原子力規制庁の初動対応マニュアル」を新たに作成した。 ・緊急時対応を実施する職員の緊急時対応能力をさらに強化するため、年間の訓練・研修計画を力量管理の視点から改善するとともに、機能班等ごとの能力向上シートの作成及び同シートの人事評価への反映を体系化して推進した。 ・発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、平成30年度に実施した訓練の成果を踏まえて、令和元年度訓練実施方針を検討した。これに基づき、訓練シナリオの作成並びに訓練の実施及び評価を行い、5原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、9原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。 ・平成30年度の原子力事業者防災訓練の実施結果を踏まえて、「現場実動訓練の実施」等の項目について、令和元年度の訓練の評価指標を改正し、評価方法の見直しを行った。また、令和元年度には全39事業所において訓練を実施した。 ・原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、関係省庁、原子力事業者及び原子力エネルギー協議会(ATENA)を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を2回開催した。また、原子力発電所の立地地域における関係機関の連携強化を図るため、原子力災害対策地域連絡会議を4回開催した。 ・統合原子力防災ネットワークシステムは、各オフサイトセンター等に設置している設備に関し次期システムへ更改が完了した。また、固定型衛星通信システムの更改についても、19拠点(内1拠点は新設)の更改を実施した。 ・緊急時対策支援システム(ERSS)は、令和元年度中にシステム更改を行い、新規制基準適合炉を重点対象として機能強化した新システムの試運用を開始した。 ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMISES)においては、マスターデータの整備及び外部システムとのデータ連携を目的とした整備を実施した。さらに、令和2年10月を目途に運用を開始する予定のRAMISESの次期システムの構築を実施している。 	A
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため (5件中 S:0件 A:5件 B:0件 C:0件 D:0件)
評価・分析	<p>以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者や事前配布方法等に関して原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正し、防護対策の実効性向上を進めた。 ・安全研究として「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を着実に実施し、得られた成果の一部がICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの検討に活用されるなど、放射線規制・放射線防護に係る科学的知見の充実を進めた。 ・緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を行うとともに、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等により、放射線モニタリングとその技術的検討を適切に行った。 ・環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を実施し、その結果を遅滞なく公表した。 ・緊急時の対応に関するマニュアルやシステムの整備、原子力事業者防災訓練への助言や評価、地方公共団体との緊急時通信訓練、原子力施設において事故・トラブルが発生した際の初動対応などを的確に行うことで、危機管理体制の充実・強化を図った。 <p>ただし、防災訓練については、オンサイト対応に当たる要員とオフサイト対応に当たる要員が、それぞれ他方における知識を充実させることが重要であることを考慮して、今後、各種の訓練等を行う必要がある。</p>			

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>(最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の課題となっているICRP2007年勧告に関する検討のうち、放射線業務従事者に対する健康診断に係る取りまとめに貢献する。また、放射線審議会の関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を共有することにより、関係省庁との連携を一層充実していく。さらに、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。 令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、令和元年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。さらに、事業開始後3年が経過したことを踏まえ、今後の事業のあり方について検討を開始する。 「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、おおむね3年毎の見直しに向けて検討を開始する。 原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。特に、令和元年12月18日第49回原子力規制委員会で指摘のあった、EALの判断基準に係る抜本的な見直しについては、原子力規制委員会での議論を踏まえ、検討を進める。 <p>(放射線モニタリングの実施・技術的検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練を実施するとともに、令和2年10月の運用開始・モニタリングデータの常時公表を目指して、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを構築し、システムを安定的に運用するなど、原子力施設周辺等における平常時・緊急時モニタリング体制の充実を図る。 環境中の放射線及び放射性物質の水準の測定・監視や、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリングを確実に実施し、それらの情報を遅滞なく公表する。 モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂等を適切かつ遅滞なく行う。 <p>(危機管理体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制の充実・強化に向けて、事象の蓋然性等を考慮しつつ、初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを行う。また、IRRSミッションでの指摘を踏まえ、放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施する。 年間を通じて様々な訓練を体系的に企画・実施し、危機管理体制・指揮命令系統の更なる充実、運用の改善、各職員の能力向上を図る。加えて、緊急時対応業務に関する業績目標の設定(業務全体の5%以上従事)及び評価を実施する。 原子力事業者防災訓練について、令和元年度の評価結果、原子力災害対策指針の改正、事業者との意見交換等を踏まえて、評価方法の見直しを検討する。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和2年度の原子力事業者防災訓練を実施し、その評価を行う。 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和2年度訓練実施計画等の検討を行うとともに、令和2年度の訓練を実施する。 原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。 統合原子力防災ネットワークシステムの回線冗長化を推進する。また、固定型衛星通信システムの更改を8拠点実施する。 緊急時対策支援システムは、新システムの正式運用を開始すると共に、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムは、令和2年10月を目的に次期システムの運用を開始し、適切なシステム維持管理を行う。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>令和元年度原子力規制委員会年次報告(6月9日国会提出)</p>